

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第1回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和4年11月22日（火曜日） 午後1時30分から午後4時まで
3 開催場所	リージョンプラザ展示室
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 岡本祐次、楠本孝、川口節子、鈴木恵子、青木幸枝、片岡福生、岩崎良子、鈴村圭子、高橋かほる、田中茂範、谷口美子、山口登、伊藤好幸、金子誠子、佐藤ゆかり、杉田宏 （事務局） 市民部長 南条弥生 市民部次長 平井徳昭 人権課長 藤田善樹 人権教育課長 鈴木武史 人権課人権担当主幹 西澤幸生 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	津市人権施策基本方針の見直し案について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権啓発担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局(西澤)	先日皆様に送らせていただいたものがありますが、もしお手元にそろってないようでしたらお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。 本日の委員の皆様の出欠状況ですが、委員19名中16名のご出席をいただいております。中川委員、西川委員、原田委員は所用のため、欠席の連絡をいただいております。 16名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。なお、前任の山川委員の辞任に伴い、本年4月から、岩崎委員に代わって頂いております。また、前任の青木委員の辞任に伴い、8月から、鈴村委員に代わって頂いております。なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条・第23条の規定に基づき、公開審議とさせていただきます。 また、会議結果につきましては、市のホームページでも公開いたしますので、併せてご了承ください。 それでは、事項書に従い、最初に岡本会長からご挨拶をお願いしたいと思います。
岡本会長	皆さん、年末年始も近く非常にお忙しい中、お集まりいただきました、ありがとうございます。 本日、皆さんに審議いただきますのは、事項書議題の「津市人権施策基本方針の見直し案について」でございます。十分に喋っていいものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 お手元に「津市人権施策基本方針（案）」があると思いますが、14年が経ったものでありますので、現実にそのようなものにしていただきたい。そういう考え方であります。

	皆さまの活発な議論のもと、ふさわしいものになりますことを期待し、お願い申し上げます。
事務局(西澤)	岡本会長、ありがとうございます。 会長におかれましては、お体が万全ではございませんので、条例１０条３項の規定に基づき、楠本副会長に議事進行いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
楠本副会長	それではご紹介にあずかりましたので、私の方で議事進行をさせていただきます。 では、本日の審議会の進め方、概要等について、事務局から説明をお願いします。
事務局(藤田)	人権課長でございます。それでは、今回の見直し案の考え方の視点等につきまして説明申し上げます。 今回の基本方針の見直しにつきましては、平成２０年７月の策定から１４年が経過いたしまして、私たちを取り巻く社会情勢が大きく様変わりする中で、人権に関する法の整備や改正をはじめ、さまざまな施策も進められて、新たな人権課題というのもし生じてきているというふうに思ひます。 こうした課題につきまして、すべての人の人権が尊重される自由で平等な社会の実現、これに向けて、この基本方針を時代に沿った形での記述内容とするために、現基本方針の見直しを行おうとするものでございます。 本日、ご審議いただく内容につきましては、先日、委員の方々から提出いただいた基本方針案に対する修正意見について落とし込みを行ったものが、Ａ３用紙で配布しておりますので、これを、たたき台として章ごとに区切った形で、ご審議を進めていただければなというふうに考えております。 まず、基本施策の方針のＡ３の用紙を捲っていただきまして、１ページでございますけれども、第１章の基本的な考え方といたしまして、２ページの基本理念、策定の趣旨というのがございますが、これにつきましては今回、現状の方針の見直しという考えのもと、現状の方針から特に変更すべきものではないのではないかと私どもは考えておりまして、そういう考えで私どもの現案としては、このところの修正は行わない形でご提示させていただきました。 ただし、３の策定の趣旨の部分につきましては、以前に皆さんに資料をお送りした中で、案の中ではこの３は削除しておりましたけれども、先ほどの考えのもと、基本理念と趣旨というのはセットでの記述が必要ではないかということで、改めさせていただきますして、現状のものを復活させた形で記述しております。 それから、３ページの基本方針の体系につきましても、構成や骨組み等についても現状の方針を尊重するべきであるというふうに考えておりますので、変更等は行っておりません。 それから、後でまたご説明させていただきますけれども、１９ページから「７．人権施策のさまざまな人権課題」というのがありますけれども、この項の中に今年度７月に市民意識調査というのを行ひまして、その行った意識調査の６項目につきまして、人権課題というふうに新たに項目を追加する形で、記載を行っております。 第１章を含めまして、４ページの基本施策以降、全体を通しての記述の視点等につきましては、国や県の動向、法律の整備、法改正の状況、平成２９年と今年の７月に実施を行ひました津市の市民意識調査の結果、それから津市におけます各分野における計画や諸施策の動き、こうした動向を中心に現状と課題という形

	でこちらの方でまとめた上で、今回基本方針の案ということで整理を行ったものでございますので、よろしくお願いいたします。 それから全体に関わることで、委員の皆様からご意見をいただく中で、今回のA3の用紙の中に修正意見として落とし込んでおりませんが、ご意見として今回全体的に記述を見直す形になるということから、それなら平成20年の策定時のように、複数回の審議会や検討委員会を経て行うべきではないのかなというふうなご意見をいただきました。これについては、平成20年の策定の当時は、方針が何もなくゼロベースからの策定ということで、理念や全体の構成とか、骨組みとかを一つずつ考えて、積み上げていく必要がございましたので、何回かの審議会、検討委員会でご議論をいただいたものだというふうに思っております。 しかしながら、今回の見直しは、平成20年の基本方針の骨組みとか構成とか、そういったことは変えることなく、記述内容について時代に即したかたち見直すことを目的に行ったものでございまして、事務局といたしても、その後の法改正や国、県の動き、本市の取組状況など、時代の流れとか動きの中で、記述として入れるべきというふうに考えたものを、全体としてきちんと整理をさせていただいた上で、その過程で、課長級で構成する幹事会というのがありますが、そこでも投げかけて、内容を確認させていただいた上で、方針案というふうなかたちでご提出させていただいたものでございますので、時間がない中でのご審議というのは重々承知しておりますが、できる限り早く、何とか今年度内に見直しを行いたいと考えておりますので、それを踏まえて本日のご協議を賜ればと考えておりますので、何卒、よろしくお願いいたします。 それからご意見として、今回の見直しでは、今年の7月に行った市民意識調査での新たな6項目というのがありまして、これが新たな人権課題ですが、それだけを今回の見直しでは追記するのではなかったのかというご意見もいただきましたが、これは令和4年1月時点の審議会の書面会議におきまして、新たな人権課題の6項目の追加と、現状の施策の部分の記述の内容を修正する旨、ご通知差し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。 ざっとした説明になりますが、全体としての説明は以上になりますので、どうかご審議の程よろしくお願い申し上げます。
楠本副会長	ただいまの事務局説明につきまして、ご質問等よろしいでしょうか。 それでは、本題の方に入りたいと思います。第1章「基本的な考え方」についての見直し案について審議をしたいと思います。 お配りいただきました資料の最初の事務局案については、委員の皆さんは既に目を通していただいていると思いますので、網掛けになっている部分を中心にご意見いただければと思います。 ご意見いただきました委員の皆さまは、自分の修正意見が反映されているかという点も含めてご検討をお願いしたいと思います。
事務局(藤田)	すみません、1点、このA4用紙の見方について、大体お分かりいただけるとと思います、9ページを開いていただけますでしょうか。 右コメント欄の一番上のところですけども、案に対して複数の委員さんから意見が出てきた部分も何か所かございまして、その書き方を9ページの一番上のところにいきますと、鈴木委員が追加ということで、その部分については黒塗りの一番上の同和問題の3行を追加という意見ですので、追加というふうに表示させていただいておりますが、同じところに青木委員からも修正ということで4行をコメント部分に書いていただいておりますが、同じところで意見が被っている部分については、こういうふうな書き方で整理をさせていただいておりますので、そ

	れを踏まえでご議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
楠本副会長	それでは、今のような書式についてご注意いただきながら、1 ページ目の「基本的な考え方」のところの見直しについてご意見ををお願いします。 2 ページの基本理念のところですが、先ほど事務局から言われたように基本的に前回の基本理念の部分のようになんか踏襲するかたちにしたという判断ですけども、事務局の修正意見としては、基本理念のうち、「差別を生じさせない」というのを「差別を許さない」という表現に変える。 それから、青木委員の方から原案では「平等で公正な社会の実現」のところに、「安心してらせる」という文言を入れてはどうかとご提案があります。 それから、(2) の原案では、「一人ひとりものの考え方が尊重される社会の実現」とあるのですが、「共生社会の実現」になるように「共生」というのを追加する。このように基本理念についての修正のご意見もあります。基本理念の部分について修正すること自体が妥当なのかどうか。 それから、修正するとして基本理念の部分を委員のご提案のようなかたちで修正するという点について、どのように考えるかについて、ご意見がございましたら伺いたいですけども。
青木委員	「安心してらせる社会」という文言を入れるということで意見を出させていただきました。その理由ですが、時代の変遷とともに社会は変わってきて、貧困問題においては、課題の大きさを実感しております。特に 2020 年の 3 月から私たちはひしひしと感じているわけでありまして、「死にたい」という声をいくつか聞いたか数えられないほどの状況が起こっています。まさに生存権を脅かす事態が生じているというふうに認識しています。それで基本理念ですが、これまでの文言の中に、貧困問題の解決をしていくという文言がどうも見当たらないというふうに思いました。もう少しそういった言葉があるのじゃないかなと思ひまして、誰もが安心してらせる津市というそういうニュアンスの言葉を是非入れたいと思ひまして、入れさせていただきましたので、是非よろしくお願いいたします。
楠本副会長	今の青木委員のご意見は、基本理念について、これまでにあった理念そのものを変えてしまうというのではなくて、理念の中心部分は維持しながら、それに足りなかった部分を追加するという方向での修正意見の部分で、従来の理念から大きく変更しようという趣旨ではないと思います。 これまでの理念の歴史の中で足りなかった部分、現在起こっている人権問題の足りなかった部分を追加しようという、そういうご提案だと思います。 今の「安心してらせる社会」という中の「安心してらせる」という意味は、生存権の保障ということを念頭に置かれているということでございます。 基本理念を今、追加修正すること、それから「差別を生じさせない」という表現を「差別を許さない」という少し強めの表現に変えるという点も含めて、基本理念の部分の修正ということについて、ご意見いただけますでしょうか。 なしということであれば、修正意見というかたちで修正します。事務局の方で言葉遣いは委員の考えに近い表現に修正いただければと思います。
事務局(藤田)	そうしましたら、基本理念の(1) ですけども、委員さんのご意見が重なっている部分がありましたので読みますと、「差別を許さない平等・公正で安心してらせる社会の実現」というふうな修正ということで承りましたがよろしいでしょうか。

楠本副会長	そうすると、基本理念の（１）の見出しのところではなくて、内容説明の部分の「平等で公正な…」の部分も「安心してらせる」というのを追加するということですか。
事務局(藤田)	そうです。本文の「平等で公正な」の次に「安心してらせる」を入れて、続けて「社会の実現を目指します」になります。
南条部長	すみません、文章の中での「差別を生じさせない」というこの部分も、「差別を許さない」というふうなかたちに直すということによろしかったですか。
青木委員	お願いします。
事務局(藤田)	わかりました。
楠本副会長	（２）の方も、「共生」という言葉を入れるということですが、そういうことであれば、下の説明文の方も「自由な社会の実現」から「自由な共生社会の実現」に修正するということによろしいでしょうか。
事務局(藤田)	そうですね。「自由な共生社会の実現をめざします」です。
楠本副会長	それから、策定の趣旨を追加する案を、原案でお配りした時には策定の趣旨の部分が省略されていたと思いますけども、それを記述するという点については異論ございませんか。 それでは、第１章の基本的な考え方という部分は、修正意見を反映させるというかたちで修正するということが行きたいと思います。 それでは、次のページにいきます。 基本方針の体系についても、横向きから縦向きに変わりました。
事務局(藤田)	資料を配ったときは図が横の形になっていましたが、縦にした方が見やすいのではないかというご意見をいただきまして、確かに前回の基本方針でも同じようなところで縦書きの案に変えておりますので、これはこちらの方で変えさせていただきます。以上です。
楠本副会長	これについて意見はよろしいですか。それでは第２章に行きたいと思います。 第２章基本施策についてです。これは最初に、現状と課題の３行目のところで、「さまざまな人権問題」というのが原文だったのですが、これを鈴村委員から「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について」という表現に修正するというご意見があります。それから下のところの「基本的方向」としていたものを、これは基本方針を決める文章ですので、「基本方針」に直す修正が出てきました。まずこの４ページの４点についてご審議いただきたいと思います。
事務局(藤田)	すみません、少し補足です。４ページの部分ですが、まず鈴村委員から出していたご意見ですが、事務局案では、前回の基本方針では、「同和問題をはじめとする」という言葉だったのですが、私どものから出されていた案では「さまざまな」という言葉に直させていただきました。今回、市民意識調査を行った中で、６項目の人権課題が増えてきた、いわゆる、人権を取り巻く課題が年々多くなってきたということで、その部分を含めて全体的な書き方で「さまざまな」に変えさせていただきましたが、鈴村委員からは現行のほうがいいのではないかという意見をいただきました。

	それから、「基本方針」と書いた部分、金子委員からご意見いただきましたが、元々「基本的方向」としていましたが、各市いろいろな書き方がありますが、やはり、基本方針であって、考えを改めさせていただいて、ご意見を踏まえ、「基本方針」に変えさせていただきました。
楠本副会長	鈴木委員、どうぞ。
鈴木委員	「同和問題をはじめとするあらゆる」にしましたのは、「人権が尊重される津市をつくる条例」の目的の第1条の中に、「同和問題をはじめとする」という文言があるからです。条例が生きているわけでありまして、やはりこの書き方がいいのではないかとということでさせていただきました。
楠本副会長	佐藤委員、どうぞ。
佐藤委員	今の鈴木委員のご意見に反対の立場です。確かに、条例には、「同和問題をはじめとする」と書いてありますが、先ほど事務局からありましたアンケートには、最近では本当にさまざまな人権問題が出てきております。私は、人権問題にランク付けをしてはいけなくと常々言っていましたが、どの差別も解決しなければいけない喫緊の課題があると思います、なので差別とか人権問題に格差をつけないためにも、「同和問題をはじめとする」という文言については、次の5ページについても削除していただけたらと思います。「さまざまな」よりも「あらゆる」の方が、ふさわしいと思いますので、「あらゆる」は残していただいて、「同和問題をはじめとする」は削除していただけたらと思います。以上です。
楠本副会長	異なる立場からのご意見がありましたが、鈴木委員と佐藤委員以外の委員のみなさんのご意見をいただきたいです。 青木委員どうぞ。
青木委員	私は、鈴木委員に賛成で、その理由は、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という書き方がランク付けをしているとは思いません。なぜ、「同和問題をはじめとする」という言葉を入れてほしいのかというと、同和問題は触れられない、触れないでおこうという長い歴史的なことがあるからです。だから、同和問題を解決したい地域の人たちだとか、活動をしている人たちも含めて、みんな考えてほしいのだけれど、なかなかできなかった歴史的な背景があります。「同和問題をはじめとする」という書き方は、同和問題から逃げない、真正面から捉えて解決すべき課題としてとらえ捉えますよという宣言なのです。他の人権問題を下に見るとかではなく、私たちは逃げませんという宣言で、ランク付けをするものではありません。
楠本副会長	金子委員、どうぞ。
金子委員	佐藤委員と同じ意見です。「同和問題をはじめとする」というのは、ぱっと見たときに、同和問題を特に取り扱っているように思うので、さまざまなでもいいし、「同和問題をはじめとする」という言葉をやはり削除いただいた方がいいと思います。
青木委員	さまざまなという表現で、結局、触れられないで終わってしまった悔しさとか、そういった歴史があります。入れなくても決して避けられないという現実が

	覚悟できたのであればいいのですが、まだ、現実はそうでないと、まだ早すぎると私は認識しています。
楠本副会長	鈴木委員、どうぞ。
鈴木委員	青木委員が仰っていたように、決してランク付けしているのではありません。言っていたように、やはり文言を入れないと解決してもらえないという現状があります。津市の中で起こっている部落問題や同和問題等の差別の現状は皆さんご承知だと思うのですが、大きな問題が起こっています。そのことから、地域の子どもたちは、今度は自分たちが差別を受けるのではないだろうかという SNS を含めて常に危惧しています。親御さんも同じで、不安感をいっぱい持っています。 意識調査では、半分は部落差別は残っていると認めていますが、実際に、なくなっていくだろうという感覚が多いのです。自らなくしていこうというものでない、この文言を入れていただきたいです。なので、決してランク付けとかそういうものではないです。
楠本副会長	佐藤委員、どうぞ。
佐藤委員	私は、女性の差別問題にずっと取り組んできたのだけれども、確かに、同和問題はタブー視されてきました。でも女性差別は、タブー視さえされてこなかったのです。ですので、教育現場で、男女差別の問題は教員研修ですらまともに行われてこなかったという現状があります。教員は、同和問題をはじめとするという文言に従ってしてきたために、まず同和教育をやりましょう、他の人権問題については後回しでいいという現状があったわけです、ですので、ぜひとも、私は「同和問題をはじめとする」という文言は取り除いてほしいと思います。以上です。
楠本副会長	両方の主張にそれぞれ理由があり、この場で決をとって決めるというよりは、もう一度 12 月 27 日に審議会が予定されているので、その時まで、今ご発言があった方以外にも、この問題について、この基本方針の全体の性格に関わる重要なことですので、ご発言のあった委員以外の方にもご検討いただいて、ご意見があったら事務局へ出していただいて、全体の中でも、新たにもう一度審議をしたらどうかと思います。 よろしいでしょうか。この問題については、一月ほど時間をおいて新たに審議を頂くことにします。
事務局(藤田)	ご意見ありがとうございました。副会長から言っていたように、12 月 27 日の審議会では審議を頂きたいと思います。27 日の審議会は評価に関わるものではございますが、そこで改めて審議していただきたいと思います。また締切日を決めさせてもらって通知を送付させていただきますので、是非ご意見いただきますようお願いいたします。
楠本副会長	重要な論点だと思いますので、各委員、考えを出していただければと思います。 5 ページに行きたいと思います。人権教育の推進というところで、「同和問題をはじめとする...」という部分がありますが、これについても先ほどと同じ修正の扱いとなります。 そして、基本方針の部分で、元々は「園・」という文言だったところを、「幼稚園・保育園・認定こども園」という文言にするという金子委員からの修正提案

	がありました。これについてのご意見はありますか。修正するというところでよろしいでしょうか。 続いて6ページ。3行目に「個別に寄り添った」という表現を入れてほしいという川口委員からのご意見がございました。この修正案についてご意見ありましたらお願いします。 川口委員、どうぞ。
川口委員	なぜこの言葉を入れたのかについては、人権問題は、本当にさまざまな種類があります。同じように見えても人によってはずいぶん違う場合もありますので、一番大切なのは、本人、個別に添ったさまざまな支援が必要と考えますので、この言葉を入れさせてもらいました。
楠本副会長	丁寧にしようということで、よろしいでしょうか。 基本方針（2）の部分ですが、「問題の施策反映」となっていますが、「問題の施策への反映」をお願いします。それでは、6ページの修正は川口委員の提案どおりの修正ということではよろしいでしょうか。ご意見ないということで次に行きたいと思います。 次、7ページの「4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」についてです。これについては、現状と課題の「すべての国民が」の部分削除して、3段目の網掛けのように修正するというのは金子委員のご提案になります。同じく金子委員から「地域や」の部分「企業や地域住民」と修正するご提案があがっています。この点について、ご意見がありましたらお願いします。 川口委員、どうぞ。
川口委員	「すべての国民が」という表現は不自然ではないですが、「すべての市民が」ではないかと思ったのですが、考え方としては、津市の市民だけではなく、あらゆる人に対する言葉だと思いました。ですので「すべての国民が」を除いて、「障がいの有無、年齢等にかかわらず」で十分ではと思いました。金子委員に賛同します。
楠本副会長	では、このような形で基本方針の修正案とするということではよろしいでしょうか。ご意見ありませんか。
川口委員	すみません、その下の網掛け部分は協議しなくていいですか。
楠本副会長	その部分も含めてご意見ありませんか、と尋ねたつもりでした。
川口委員	あ、そうでしたか。わかりました。
楠本副会長	「このように、ユニバーサルデザインのまちづくりは、高齢者、障がい者、外国人等、すべての人が共に暮らし、社会参加しやすいようにハード面で環境を整備し、ソフト面で地域住民の理解が不可欠になります。そのため、積極的にユニバーサルデザインを広めるとともに、企業や地域住民、学校等への普及・啓発の強化が必要です。」ということではよろしいでしょうか。
楠本副会長	それでは、「5. 市民活動の組織などとの連携の推進」です。これについては最初の事務局の提案のところでは、右側にありましたように、「行政主導による公共サービスだけではニーズに合ったきめ細かな対応が難しくなりつつある」と

	いう表現であったところ、青木委員からの修正提案としてその部分を簡潔に、「さまざまな課題が生じています」というふうに修正します。 それから第2段落のところですが、こうした中「NPO 団体、ボランティア団体等の市民活動団体が人権行使の主体として活動し社会福利の重要な担い手となっていく」というふうに修正すると、元の表現では、「NPO 団体、団体ボランティア団体等の市民活動団体が地域において公共的な役割を担う場面が増えるなど」、という表現でしたが、これについても「人権行使の主体として活動し」、というふうな表現に改めるべきだというご提案がございます。青木委員、これについてよろしければ修正意見の趣旨をご説明いただけますか。
青木委員	原案だと、市民活動が行政サービスを補完するものという位置づけにはしないかなと思ひまして、そもそも市民活動という部分は自己実現だとか問題解決のために市民が行う活動であって、行政サービスを補完する機能はなくてもいいものだと思います。補助金を出すなど、そういう部分では一定の公共性がないといけないと思いますが、でもここは補助金うんぬんという部分じゃなくて市民活動全体についての記述ですので、そもそも市民活動の目的にかなった表現をした方がいいのではないかなと思ひまして提案させていただきました。
楠本副会長	今の青木委員からの修正提案について、ご意見あるいは質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
高鶴委員	さまざまな課題が生じていますというふうに、行政責任としてワンサイドだけで解決できる問題ではないというふうな原文から見ると、ただ、さまざまな課題が生じていますと言い切るだけで済むのかというふうな気がするのですが。 「人権行使の主体として活動し」というふうに、下の方で市民活動のさまざまな団体がそういうふうにかかれていますが、人権行使だけを目的に団体を運営しているわけではないですし、やはり、外へ向けての発信など色々な側面があるところで、人権行使だけを前面に出されるというのはどうかと思ひました。
楠本副会長	NPO 団体やボランティア団体などの市民活動団体が行っている活動が、権利の行使、人権行使ということ以外の分野でも活動が広がっているのです、もしこういう表現にするのであればそれも書き加えてください。
高鶴委員	あまりにも活動が人権ということを前面に出すというのも…、確かに私たちは障がい理解ということが命題ではありますけれども、それは一分野であって、会員同士の互助というものもありますし、行政との話し合いを持って色々な面に対して理解を求めていくというものもありますので、あまりにも人権を表に出すとやはり拒否反応を持たれてしまいかねないと思ひます。
楠本副会長	人権行使以外でも、行政に対して提案したり、同じような問題を抱えている人々の間で横の繋がりを広げていったりというような活動をされている、それも最終的に差別をなくしていくということにつながるという意味で重要な活動であるということですね。
青木委員	最後の文にその趣旨が私は含まれていると解釈したのです。 「市民活動組織や企業と連携し進めて行く必要があります」という、連携というところを暗に否定しているわけではないですが、存在意義というか、補完するためにあるわけではないということを明確にしたいと思ひまして修正を提案したのですけれども。

楠本副会長	青木委員の主たる修正提案の狙いとしては、市民活動団体が行政の補完組織ではないという部分を強調したかったと思うのですが、その部分がここでは一つは青木委員がご提案されている、市民活動の組織が行政の補完としての役割を担うという位置づけについては正しい位置づけではないので、そういう誤解を生むような表現は修正すべきであるという点。 それともう一つ今、高鶴委員からご意見がありましたように、市民活動団体の活動は人権行使あるいは権利行使の部分だけではなくて、行政の提案とかあるいは同じような問題を抱えている人たちの横の繋がりを広げていくというような活動も重要な活動として行われているのだから、人権行使の主体という部分以外に追加するというかたちでよろしいですか。
金子委員	最初の事務局案の「地域において公共的な役割を担う」という表現に戻してもいいかと思うのですが、「人権行使...」、ではなくて、結局最初の案に戻してもいいかと思います。
楠本副会長	「地域において公共的な役割を担う場面が増える」という表現ですか。
金子委員	「～社会づくりの重要な担い手となっています」で別に表現的におかしくないかと思うのですが。
楠本副会長	これを使わせてもらってよいと。
鈴村委員	ここの人権行使の主体という部分ですけど、色んな意味があると思うのですね。でもそれをひっくるめて、最後のところに重要な担い手となっていますよ、と表記されていますよね。それは、それぞれ横のつながりであったり、社会に働きかけたり、行政に答えたりすること自体が、それぞれの立場で地域を守っていくという意味での私は「人権行使の主体」というふうに思ったのですが。だからその部分のところが担い手となっていますよということで、青木委員が言われたのかと思ったのですが。
楠本副会長	今、特に第２段落を巡って、委員の間で意見が２つ３つに分かれていると思います。「人権行使の主体として活動し」という表現に修正すべきという青木委員の意見と、元の事務局案の「地域において公共的な役割を担う場面が増えるなど」という表現を復活させた方がよいとの意見、「人権行使の主体」、「人権行使」の部分のみを強調するのではなく、他の役割も列挙するかたちで修正した方がいいのではないかという意見の案がございます。 これについて、他の委員の方向かご意見ありますか。
青木委員	ちょっと付け加えさせてください。なぜ、このような修正をお願いしたいかというと、私は多文化共生ネットワークエスぺランサというところで、支援活動をしているのですが、同じような活動をしている人たちの間で、そもそもが「これって行政の仕事じゃないの」という気持ちがすごくあるのですね。生活に困窮している人たちを支援するのが、行政では十分ではないので、それを放置できない（団体の）人たちが、自主的に手弁当で、中には自分のお金で裕福じゃない人たちが、自分のお金で支援していたりする中で、行政の方から、「～だから助けてください」と言われる時に、「それって本末転倒じゃないの」って。自分たちの給料から、貯金を切り崩してやっている人はたくさんいるし、交通費なんて払ってもらっていない人たちはたくさんいます。涙流しながら「なんで私が」と思っている人たちが、その現実を見たら動かざるを得ないという気持ちでやっている人

	ちが大勢います。そういう活動をやるせない気持ちを抱きながら頑張っている人たちが実に多いです。「それって行政の仕事じゃないの」「これ以上私たちに何をやれっていうの」という思いを感じている人たちが多し、私自身も感じているところなのですね。 こうゆう状況を踏まえて私は「権利の行使」は何も曲がったことだとは思わなくて、横に繋がっていくことも権利の行使だし、発信していくことも権利の行使だし、私たちの人権というのは多岐に渡るので、そういうのを全部使っていくことが権利の行使だと思います。
高鶴委員	お時間をください。
楠本副会長	今、原案、青木委員の案、高鶴委員の案の3つがあります。これらはどれも、一方が立てば一方が立たないというものではなく、先ほどの同和問題の部分はそれを入れるか入れないかの問題だったので、そうはいきませんでした。これら3つのもののどれかを選択するものではなく、3つの考え方を含めるような表現ができるように、事務局、会長で協議をさせていただいて、新たに提案し、ご意見を頂きながら修正案考えるのでいかかでしょうか、よろしいですか。
事務局(藤田)	5行目の取り扱いはそのようにするというので、3行目の「さまざまな課題が生じています」はこのままでいいですか。
楠本副会長	「さまざまな課題が生じています」はこのままでよろしいでしょうか。そこも原案を復活させるというご意見はありますでしょうか。
高鶴委員	そこも含めて考えさせてください。
楠本副会長	そこも含めてですね。それでは、1段落目と2段落目を合わせて事務局、会長、副会長と考えさせていただいて、またご意見を伺いながら、修正案を考えたいと思います。 その他のところは基本方針を含めてよろしいでしょうか。
金子委員	基本方針の(2)の「多様な主体によるネットワークづくりの取組」ですが、「ネットワークづくりの推進」に。その後の文が「市民活動団体、地域、企業、行政等の多様な主体が相互に連携するネットワーク形成づくりを推進します。」となっていますが、「ネットワークづくり」に修正してください。
楠本副会長	今のご提案は、基本方針の(2)の「多様な主体によるネットワークづくりの取組」ではなくて、「ネットワークづくりの推進」に。それから説明文の「市民活動団体、地域、企業、行政等の多様な主体が相互に連携するネットワーク形成づくりを推進します。」と記載の部分ですが、「形成」と「づくり」で重複しているので「形成」を削除する。このように修正するというのでよろしいでしょうか。 今ので第2章が終わりました。次の第3章の分野別施策に移ります。
楠本副会長	最初の同和問題については、本日欠席の原田委員から別途修正の意見が届いていることを事務局から聞いていますので、概要について事務局から説明してください。

事務局(藤田)	同和問題の部分について、昨晚、原田委員からご意見をいただいた部分がございましたが、締切日を11月11日に設定させていただいたので、大幅に期限を過ぎて届いたということもありまして、今回落とし込むことができませんでしたのでお示しできませんが、まずお取り扱いについて、議題にあげるかどうかについて、お諮りをいただければと思います。
楠本副会長	事務局が設定した期限を過ぎてからの修正意見ですが、取り上げるべきでないとお考えの委員はいますでしょうか。では、いらっしゃらないようですので、概要について事務局の方でご説明いただけますか。
事務局(藤田)	原田委員からのご提案は、同和問題の9行目の「依然として差別意識は根強く存在し」という言葉がございます。この根拠として、下から6行目に、本市が平成29年度に実施した市民意識調査では、今でも部落差別はあるかについて、「そう思う」、「どちらかというと思う」というのが半数近い方が認識しているという文言がありますが、書き方について差別意識が根強く存在するということの元になる根拠にはならないというご意見です。どういうことかと言いますと、例えば、自分の子どもが結婚するときに、その方が部落出身であったときにどう思うか。反対するとか考え直すとかの質問に対してそう思うなど、意識に対して依然として差別意識が根強く存在するものではないのか、というご意見でした。 その言葉を残すのであれば、下から6行目のこの市民調査の結果ではなくて、平成29年度に行った市民意識調査の部分にも同じような設問がございまして、同じように直すとうなるかを考えさせていただきましたが、例えば「本市が平成29年度に実施した市民意識調査では、もし仮にあなたのお子さんが恋愛し結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だと分かった場合、あなたはどんな態度をとると思いますか。という設問に対して、考え直すように言う、あるいは迷いながら考え直すように言うだろう、と回答した方が33.5%という結果となっています。」というような書き方にすれば、先ほどの根強く存在しという根拠を示す調査結果になるというご意見ですので、ご審議いただけたらと思います。
楠本副会長	平成29年での市民意識調査でのサンプルというか、その中から設問そのものを別の設問に差し替えたほうがよいということですか。
事務局(藤田)	そうです。「差別意識は根強く存在し」というのが、一般的に部落差別があると思っているという意識ではなく、結婚とか当事者として関わるときにその方はどう思うかという結果を反映したかたちで、その結果があるから「差別意識は根強く存在し」という言葉が書けるのではないかという原田委員からのご意見です。
高鶴委員	あまりにも直截すぎると思います。
楠本副会長	基本方針案の現状と課題を説明するときの説明の仕方として、お声があるのはあまりにも直截すぎるということです。
高鶴委員	そこまで言ったらちょっと…と思いますね。
楠本副会長	確かにほかの文章の書き方と比べると、かなり異質と感じるような表現というような意見がございます。

高鶴委員	確かにそういう気持ちはあるかもしれませんが、ここでそのことをあげなければいけないと言ったら、そういうわけでもでもないと思います。
楠本副会長	原田委員のような修正は現状と課題の中に書き込むものとしては相応しくないというご意見だと思います。原田委員の提案についてご意見ありますでしょうか。なければ、本日の審議会では高鶴委員が仰られたように、原田委員の提案について今回修正は見送るということでもいいでしょうか。 では、それ以外の修正について、現状と課題の最初の網掛けの部分。「１９６５年の同和対策審議会答申において」という部分の趣旨を明確にするべきというのが青木委員のご提案ですが、青木委員に修正の意図についてご説明いただきたいです。
青木委員	ここに示されている網掛けの部分を私は提案したのではなくて、同和対策審議会答申は、やはり付けたほうが良いということで、同和問題の解決が国の責務であり、同時に国民的課題であるということを明らかにした歴史的な方針があって、そういった意味合いで上げさせていただきました。ですので、ちょっと趣旨が違うのですけれども。
楠本副会長	１９６５年の答申に触れるのはいいということですが、その答申の中で用いられている文言の中で、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」という文章を引用するよりも、青木委員は「同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という部分をむしろ引用すべきだという意見が青木委員のご提案です。 それも含めまして、修正提案についてどう考えるかについてご意見をいただけますでしょうか。
鈴木委員	私が出したのとちょっと違っておりまして、この網掛けの部分はなくてもいいと思うのですけれども、もともとこの文章の中にあった「基本的人権が侵害される」という言葉を元に戻して欲しいということです。
楠本副会長	鈴木委員のご意見は、元々の原案にあった「日本固有の」という表現を「基本的人権が侵害される」という表現に置き換えるということですね。
楠本副会長	答申のどの部分を引用するかということですが、事務局案では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」という部分を引用したわけですが、それに対して青木委員のご提案は、答申のなかでも、「同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」この部分の方を引用すべきとのご提案ですが、これについてはいかがでしょうか。 私は、鈴木委員が仰った「日本固有の」という表現を「基本的人権が侵害される人権問題」という部分を生かすとなると、事務局提案はそれとほぼ同じ部分を表現しているところを引用することになりますので、青木委員が提案された「同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」を引用した方が重複を避けられる、単純にそれだけですが、収まりがいいように思いますがいかがでしょうか。 そうしましたら、最初の答申の１９６５年の部分で引用するのは、青木委員の「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」を述べている部

	分を引用し差し替えるということ。それから「日本国固有の」となっていた表現を「基本的人権が侵害される」という表現に置き換えるということによろしいでしょうか。 それでは、下の基本方針のところでも、（２）の「職員・教職員の資質向上」の後に、青木委員が「及び体制の確立」という文言を書き加える。さらに説明文のところでも、「研修や学習の機会を充実するとともに、市や学校・園としての体制を確立する。」という部分を追加すべきだというご意見がありました。これについていかがでしょうか。それでは、青木委員の修正案でよろしいでしょうか。ではそのようにします。 それと１０ページの（４）ですが、金子委員のご意見として「相談体制」のところを「相談支援体制」という「支援」の文言を入れたということですが、それについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、次の１１ページ。
楠本副会長	「２．こどもの人権」のところでは、基本方針で「子どもの人権を尊重し」の部分を追加する、そして「主体性を含む保育・教育の推進」。そういう修正があったと思いますが、この金子委員の修正案についてご意見ありましたらお願いします。
鈴村委員	子どもの人権の現状と課題のところ、ヤングケアラーなど、本市の実態というところが書かれていませんので、書いていただくのであれば、やはり津市としてこうゆう状況があるからというのを書いて欲しいと思います。
楠本副会長	今の鈴村委員の提案についてご意見ありますか。
金子委員	意見じゃないけど、津市がヤングケアラーについての情報を持っているのかなと私は思っているのですが。書きたくても、学校とかそんなところのアンケートとか取っていないのではないかと考えているのですが。
市民部長	津市は虐待の中で、これがヤングケアラーに該当するというようなかたちでしている、ヤングケアラーということがまだそこまで周知されていないという、虐待の一つとして中学生の子どもが保育園の子どもの世話をしているという状況はこれはヤングケアラーに該当するなとしているだけで、県単位でヤングケアラーの実態調査はやると聞いていますが、津市としては金子委員が言われるようなかたちでデータは取っていないかと思っています。
楠本副会長	県単位では調査検討中ということですか。
市民部長	ということで聞いております。
楠本副会長	データがなければ仕方がないですけども…
市民部長	何か津市としての状況が書ければということですね。
楠本副会長	書ける範囲で書いていただいたらと思います。

高鶴委員	ヤングケアラーという言葉が社会問題としてよく聞かれるようになったのは昨年の中頃からのことで、SNS でよく聞かれるようになったのは昨年からですし、そんなにまだデータとしては持っていなんじゃないかと思います。実態としてはずっと昔からありますけれども。
楠本副会長	津市でここに上がっているような問題で、公表できるデータがあるもので、理論を裏付けられるものを書き加える、その点についてはよろしいですか。どれもデータがみんな揃っているわけではないと思いますが。ある範囲で付け加えるということではよろしいですか。
鈴村委員	他の人権課題については津市の実態が書かれていて、子どもの人権だけないので、もしあるのであれば津市の実態を書いてもらうということによいと思います。
高鶴委員	このところにね、近年話題にあがっているヤングケアラーのことについて、どういうふうに考えていくかみたいなのところを書いたらいいと思います。データベース上では明らかになっているわけではないと思いますが。若年者の時に本来、勉強に集中する、友達と遊ぶということをせずに、家族のためにやっている、例えば兄弟がいたら、一番上の子が下の子、それから親の面倒までみている。それって自分の人生がないですね。それでそのまま学校を卒業してもヤングケアラーの状態が続いている、社会性もなくなっていく。このような子どもたちはたくさんいるわけで、こういう問題が出てきたけれども、まだまだ一部データはそろっていない、把握しきれていないということを書いていただいて、今後、津市としてそういう存在を把握して支援していくということを書いていただいたらよいのではないのでしょうか。
金子委員	ここに書いてもらわなくてもいいのですが、先ほどはから当事者の話は出ているのですが、当事者はあまり意識していない、親の家事の手伝いをするとか、小さい子の面倒をみるとか、食事の用意をするというようなこと以外に、親の感情支援というのをやる子もいて。感情支援とはどういうことかということ、親が子どもに感情を打ち明けて、子どもはそれを傾聴して、話し相手になるのもヤングケアラーだそうです。子どもたち自身はヤングケアラーだと思っていないけど、そういうかたちの支援もあるのだなと私自身思ったのですけれども。例えば親がうつ病とかで、子どもに話を聞いてもらおうと落ち着くからという理由で子どもはそれを自分の役割だと思っている。そういうヤングケアラーもいるようです。 ヤングケアラーについて、みんなが勉強していかないと、本人たち自身もそう思っていないという状況があるようです。学校とかでも、彼らが子どもたちの面倒をみるのが家庭環境だと思っているところもあって、彼らが悩んでいることを受け止めてもらえないケースも多いので、これから実態把握をしていただくのにあたっては、よく資料を集めてから、アンケート調査をしていただくのがよいと思いますので、よろしくお願いします。
楠本副会長	この問題に関しては、注意深くみていく必要があるということでご意見をいただきました。ということで、「しかし～」からの部分については、根拠を公表するようなものを書き加えるということで、現状と課題の部分についてはよろしいでしょうか。 基本方針の部分については、「子どもの人権を尊重し～」の修正でよいということでしたので、11ページについてはこれでよろしいでしょうか。 異論がなければ、12ページ、「3. 女性の人権」に行きたいと思います。

楠本副会長	現状と課題では、3行目の「我が国の」という部分を削除するという。
事務局(藤田)	すみません、一点よろしいでしょうか。 「女性の人権」に関しまして、幹事会からの意見として、川口委員からの3つ目の修正意見で、「男女間における賃金格差」を追加するというご意見がありますけれども、担当部局の認識として、賃金格差は現状としてないと捉えているとの意見をいただきました。その点を踏まえて、川口委員の修正意見はご検討いただきたいと思います。 また、基本方針(2)の金子委員からのご意見で、「職場における男女の均等待遇の確保」という文言を追加したかどうかということです。「均等待遇の確保」の文言が、現在の男女共同参画室が持っている男女共同参画基本計画において、「男女の均等待遇の確保」については計画に現状ないとの意見をいただきました。現状、これを各部局の計画に当てはめてしようとした場合、計画に載っていないものについては出来なくなる可能性があることも踏まえて、ご検討いただきたいと思います。以上です。
楠本副会長	事務局から今、幹事会の方の議論の状況が紹介されました。それも含めて検討していく必要があると思いますが、最初の部分の「我が国の」という部分を削除するという点。それから、「平成11(1999)年施行」という部分を追加するという点。これは削除と追加ですが、今の「しかし」の段落のところ、「男女間における賃金格差など」というところが、幹事会からの意見として「男女間における賃金格差は現状としてあまりない」という認識だということになります。これについて、川口委員ご意見ありますか。
川口委員	実は行政の方は、男女間の賃金格差は是正されていると、津市は職員の採用で女性の採用が随分増えまして、半分以上が女性ということも聞いております。ただ、巷のいわゆる中小企業等になりますと、やはり男女間の賃金格差は現実であり、しかも役割で女性はお茶をだしたりとかお湯を沸かしたりとか、そういう業務が随分残っているということを実際に働いている人から聞きますので、それはやはり全体に対した表現でないといけないと思いますので、これは是非残していただきたいと思います。 それと、賃金格差がないという根拠はどのようにして出されたのでしょうか。
佐藤委員	多分、男女共同参画室の「男女間における賃金格差」というのは、正規労働者の比較でだんだん縮まってきているということじゃないかと推測するのですが、女性の非正規率が非常に高まっているので、その部分も含めての格差はないかどうかということで見ただけならと思います。ちなみに、最新のジェンダーギャップ指数の経済分野での推定勤労所得は、日本は世界100位です。146か国中という、そういう現状があります。以上です。
山口委員	男女間における賃金格差等について、先日講演にお伺いしたときに、そこで講師の先生が東京から来ていましたけれども、男女間における賃金格差は、職種とかいろいろ雇用形態も含めてになるとありますが存在すると明言されていたので、貴重な表現かなと思っております。
高鶴委員	賃金格差だけでなく、処遇というものもあると思います。
楠本副会長	「男女間における賃金格差」という表現について、今ご意見伺っていましたら、職種や雇用形態に違いがあって、それが賃金の差に反映されているということで

	すので、例えば、「男女間における職種や雇用形態の違いを媒介とする賃金格差」と修正してはいかがでしょうか。 それと、確かに正規の社員同士の間では賃金格差はなくなっているのかもしれませんが、今ご意見をありましたように、正規・非正規の雇用形態の違いによる賃金の格差や、女性は20代後半から非常に非正規の割合が高まっていますので、職種といいますか、保育や介護などの女性労働と言われている部分が、社会全体で構造的に賃金が低い、そういった問題もあります。そういったことも含めると男女間の賃金格差は残っていると言わざるを得ないので、男女共同参画室でのご意見は、同じ職場で同じ正規労働者であれば差はだんだんと縮まっているというご認識だと思います。そのことを問題にしているのではないことをはっきりさせるためにも「男女間における職種や雇用形態の違いを媒介とする賃金格差」と修正すればいいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら問題はもう一つありまして、基本方針の前の「そうした状況を踏まえ」の段落のところですが、「すべての人が成長する過程において学校教育や生涯教育の場における男女共同参画についての学習の充実により」というふうに追加するというご意見ですが、これについてはいかがでしょうか。
川口委員	最初の案は学校教育のみだったのですが、今学ぶところはいろいろありまして、生涯学習を受ける機会もたくさんありますので、そのことも書いた方が大きく幅が広がってよいので、「学校の教育や生涯教育の場」というふうに記述していただければと思います。
楠本副会長	ご意見ございますか。よろしいでしょうか。ではそのようにしたいと思います。 基本方針の部分ですが、(1)のところ「男女の」というのを付け加えるのはご異議ございますか。 それでは(2)に行きたいと思います。「女性の政策・方針決定の場への参画推進、」に続いて、「職場における男女の均等待遇の確保」という部分ですが、男女共同参画室の方では「男女の計画では均等待遇を記載していないので、ご承知おきください」というコメントがあり、「雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発活動を推進し」という文言を削除したといった経緯があります。金子委員は「職場における男女の均等待遇の確保」の部分を加えるというご意見ですが、金子委員、趣旨のご説明を。
金子委員	もちろん、公務員は男女の均等待遇だと思いますけれども、他の企業その他の職場ではそうでもない部分もあると思います。男女共同参画室の意見は市役所ではという意味だと思うのですが、これは市民向けのものなので、職場における男女の均等待遇という文言は入れていただきたいと思います。
楠本副会長	男女共同参画基本計画というのがありますが、それにおいて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律という雇用機会均等法というのがあります。その5条6条には明確に、「雇用管理の各ステージにおける男女の均等な機会、雇用及び待遇の確保、待遇の保障」というのが、ここに列記されていますので、この部分について、もう完全に達成されたという認識であれば別ですが、完全に達成されたという認識がないとすると、このように修正したらどうかという提案をしたいのですが、「職場における」という部分を「雇用管理の各ステージにおける男女の均等な機会及び待遇の確保」というふうにすれば、ほぼ雇用機会均等法の趣旨が反映されると思いますが、いかがでしょうか。今の部分は、雇用機会均等法の文言をそのまま焼き直したものになるので、それほど問題になる提案でもないと思うのですが。よろしいでしょうか。

	そして、その説明文では、「環境整備・人材育成に取り組みます。」の部分を追加します。変更前は「就労支援の推進」となっていましたが、先ほど「雇用管理の各ステージにおける…」と申し上げましたが、昇進とか昇格とか或いは教育を受ける機会という、企業内で教育を受ける機会というものが女性の場合あると聞きますので、環境整備・人材育成というのに修正するというご提案ですが、よろしいでしょうか。
佐藤委員	私が、「環境整備・人材育成」の追加をご提案させていただきました。そして、就労支援の推進を（３）に移動するというのを提案したのですが、根拠としては、修正案を出したときには、（２）は政治分野、政策方針決定のみにして、（３）で労働分野をとにかくたちにしたのですが、政治分野における男女共同参画推進法の中に、啓発、環境整備、人材育成という言葉がありましたので、この文言を取り入れるように修正案を出しました。 （２）で「雇用管理の各ステージにおける男女の均等な機会及び待遇の確保」と入れるふうになりましたので、（２）が雇用分野のみにならないように政治分野に関しても十分に啓発、環境整備、人材育成をしていただけるように行政、民間企業、団体等の中に政治を入れていただけたらなと修正案を出させていただきます。以上です。
楠本副会長	収まりからいうと、行政の前に追加ですか。
佐藤委員	そうです。
楠本副会長	今のようなご提案はいかがでしょうか。 それでは、基本方針の（２）の説明文の「行政の、民間企業、団体等における…」の部分に追加します。
楠本副会長	それで、（３）のところで「働くことを希望する全ての男女が」となっている部分ですが、青木委員が「働くことを希望する全ての」という言い方ではなく、「性別にかかわらずなく、」という修正提案をいただいています。青木委員、趣旨の説明をお願いします。
青木委員	別これでも大丈夫だと思います。原案では女性との記載だったので、女性だけではだめだと思ったのです。
楠本副会長	では、事務局修正のように「働くことを希望する全ての男女」という修正案で、よろしいでしょうか。
事務局(藤田)	副会長、すみません。 初めの「男女間における賃金格差」の部分で、副会長からご提案いただきました文言は、「男女間における職種や雇用形態の違いを媒介とする賃金格差等」でよかったでしょうか。
楠本副会長	そうです。そのように提案します。
事務局(藤田)	わかりました。ありがとうございます。
金子委員	基本方針（１）の「男女の固定的な性別役割分担」と書いてありますが、ここの「性別」という部分を削除するご提案をさせていただいたと思うのですが。最初の

	「男女」を追加すると重複するので、「性別」は削除してくださいとご依頼しました。
楠本副会長	確かに重複しますので、「男女の固定的な役割分担」に修正します。
楠本副会長	では、13ページへ。基本方針（3）の「また、育児・介護等で離職した男女の就労支援の推進に取り組みます。」という部分。それから（4）で、「暴力から女性を守る環境づくり、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント」という部分を、「ストーカー対策」の前に付け加えるというご提案ですが、これについてご意見ありましたらお願いします。ご異議ございませんか。では、そのように修正します。では、障がい者の人権へ。
楠本副会長	障がい者の人権については、まず、14ページのところ、川口委員から追加の提案で「一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らしていける」を共生社会の前に追加、これについてはご異議ありますか。よろしいですか。 それから、基本方針のところ（1）「障がいに対する理解を深めるための取組と啓発活動の推進」は「啓発活動」を追加するということで、ご異議ありませんでしょうか。よろしいですか。 では、次15ページの（4）、川口委員からの追加の提案で、「障がい者が自立した生活ができる環境づくり」で、「障がい者一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。」ということなのですが、これについては、（2）と重複している部分が多いのではないかとご意見もついています。これについて川口委員どうですか。
川口委員	私が（4）を立てたのは、（4）の頭にあるように、障がい者の自立した生活ができる環境が大事と考えておりますので、修正案を出させていただきました。ただ、今（2）といっしょじゃないかとの意見をいただきまして、それはそうだなと思いますので、（2）の中に、障がい者が自立した生活ができる環境づくりが大事だという内容を入れていただけたらいいと思います。
楠本副会長	修正意見をお伺いしましたが、2行目から3行目の「自己決定、自己選択を尊重しつつ個々のライフスタイルや環境に応じた」の部分が（2）にない、「自己決定、自己選択を尊重しつつ」の部分と「個々のライフスタイルや環境に応じた」という部分が強調されていると感じたのですが、この部分が（2）に入ればいいということですね。 では、「自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた」を（2）に落とし込んでまとめれば、（4）を新たに作らなくてもいいということですね。
川口委員	タイトルの中にも「自立した生活ができる」を入れてほしい。「障がい者が自立した生活ができ、社会参加のための環境づくり」というのを、もう少しうまく落とし込んでいただけたらと思います。
楠本副会長	昨今、障がい者の意思決定を代行するような支援の仕方ではなくて、できる限り本人が意思決定できるような支援の仕方を考えるのが障がい者の問題についてひとつの流れになってきていると思いますので、自己決定、自己選択を尊重して、

	個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活ができるように支援をする、それから自立した生活ができる支援、環境づくりを、（４）の部分（２）に落とし込んで、１つの文章にするという形で新たに修正したいと思います。
事務局(藤田)	それでは今のご意見をお聞きして、私なりに整理させていただきますと、（２）のタイトルのところは「障がい者が自立した生活ができ、社会参加ができる環境づくり」…
川口委員	「できる」が重なってしまう。
事務局(藤田)	「できる」が重なってしまうのですが、「障がい者が自立した生活ができ、社会参加ができる環境づくり」
楠本副会長	文言については、少し落ち着いて考えてもらい、今のような主旨であればよいと思います。
事務局(藤田)	あと、（４）の真ん中の二行のところを（２）の「日常生活」の以前に、（４）の２行を含めば、うまく収まると思いますので、そのように整理させていただきます。
川口委員	よろしくお願いします。
高鶴委員	いつも迷っているのが、どこにあげてもらったらいいのかと思っているのですが、障がいの人がある家庭の、特に女性の結婚について、部落差別のところでも結婚がどうのこうのと言っていましたけれども、ダウン症の人なんかは染色体異常がありますので、特に結婚の問題が起きると、いい娘さんなのだけれどどれだけお世話しても、なかなか結婚ができないという問題もあります。毎回、この場に立たせていただいて、その問題はどこにあがってくるのだろうかといういつも思っているのですけれども。
楠本副会長	今、委員がご提案いただきました障がい者支援に関して重要な論点だとは思いますが、ただ、基本方針案の中に書き込むには本題が詳細に渡るので、書き込みにくいかなと思います。
高鶴委員	部落のところでも、結婚なんか云々というふうに入れてしまうと、それは直截的すぎるし、あそこだけの問題になるといかんですけれども、結婚に対してさまざまな問題で、疎外されている人たちもいるってということも、どういうふうに捉えていったらいいのかな…。毎回毎回これを見ながら、ここにも入らず…にも入らないのかって思いますけど。 〇〇さんは本当にいい娘さんで、いろんな人が紹介される場所なのですが、男の人ってというのはやはり家族と離れて、女の人を選ぶっていうのはなかなか難しい部分であって…
楠本副会長	それは、広い意味で言うとライフスタイルや環境に応じた個々の支援ということになるのでしょうか。
高鶴委員	入るとしたらそこかなとは思いますが、あまりにも悲惨な話を聞きますので…

楠本副会長	ですので、基本方針の文言としては「個々のライフスタイルや環境に応じた」というところに今の問題は包括されるということによろしいでしょうか。 他のご意見はありますでしょうか。
杉田委員	他の問題ではないのですが、一つ提案なのですが、「自立した生活」について、川口委員が強調されたと思うのですが、障がい者の人の自立した生活というのは、一般的にいう自立した生活とはちょっと違う意味もあって、そのあたりも理解が深まっていくことが必要なので、用語解説のところに「自立生活」に対しての解説というのか、こういう意味を指しているよと入れるようにしたらどうかと思うのが一点。 それから、同じ意味なのですが、障がい者について理解を深めるというところがふわあとしている、一口に「障がいに対する理解」といっても、「個々の障がいについての理解」インペアメントという意味での理解が一点と「社会的障壁の重要性に対する理解」、つまり社会モデルとして認識するとか、そのあたりの理解を深めることが重要と思っています。これは意見ですが。これも、自立生活とかそういう用語解説について盛り込んでいけばいいのかなと思いました。 障がいの社会モデルとか医学モデルとか、そこらへんも用語解説に入れ込むと、障がいに対する理解というところにおいてはいいのかなと思ったのですが。基本方針の用語解説なので、自立生活というところは、用語解説のところに入れるともう少し理解が深まるのかなと思いました。
楠本副会長	用語解説というのは…
杉田委員	バリアフリー法であつたり、難病とか、障がい差別解消法とか説明したものが入っていたりするのですが…
楠本副会長	そしたら、用語解説で「自立生活」と「障がいに対する理解」の2つを入れるということですね。そして、「個々の障がいに対する理解」と「社会の中にある障壁の理解」で「障がいに対する理解」も意味が二つある。これらを用語解説の中に組み込むと。
杉田委員	これらを書き込めるともう少し理解が深まるのではないかと思います。社会モデルとか医学モデルとかいう考え方も含めて。
高鶴委員	障がい者の場合の自立した生活は、適切な支援を受けながら自立した生活を、適切な支援がどれだけ大切か、一般の人のように勝手に好きなようにしていきなさいというのとは違うことをわかっていただきたいと思います。
楠本副会長	それを用語解説に載せるということですね。
佐藤委員	先ほどの結婚問題ですが、女性差別の中にも、選択的夫婦別性の問題がある、LGBTの同性婚の中にも問題がある、なので、先ほど言われた障がい者の結婚問題や部落差別における結婚問題を「7. さまざまな人権課題」に入れ込んではいかがでしょうか。
楠本副会長	部落差別に関わる結婚問題、障がい者が抱えている結婚問題、LGBTQの人々が抱えている制度としての結婚問題、婚姻ということでは共通しているのですが、他の委員の方いかがでしょうか。やはり、それぞれが抱える婚姻についての問題をまとめて横串

	を刺すような扱い方をするのは、現状ではかなり困難ではないかと思うのですが。個別の人権問題としてまとめるには、時間的にも理論的にも固まっているようにも思えないので難しいと私個人としてはそう思います。
伊藤委員	(議事進行についての協議)
事務局(藤田)	障がい者の人権のところ、先ほど用語解説に入れるということでご意見をいただいたのですが、用語については、カタカナとかわかりにくい言葉を既存の解説に入れていますが、なので、先ほどの「障がいに対する理解」を解説することは可能だと思うのですが、いわゆる固有名詞としての文言ではないので、用語の「解説」として入れるのは非常に難しいと思います。杉田委員がみえませんが…
楠本副会長	基本方針の下に特に重要な項目として、「自立生活」と「障がい理解」の項目をアスタリスクをつけるなどして解説を入れることにしてはどうですか。用語集の中に入れるというのではなくても、三つの方針の終わった後に、「自立生活」と「障がいの理解」この2項目に特化した用語解説としてはどうですか。
事務局(藤田)	そのへんのところは、固まった「自立した生活」とは何というものはないと思いますが、そのへんはこちらで考えないといけないと思いますが、こちらの方で処理させていただきます。
楠本副会長	杉田委員はみえませんか。用語解説のところ「自立生活」と「障がい理解」という二つについてですが、用語集の中にも含めるとちょっと異質なので、この障がい者の人権の基本方針の後に2つの用語について特に解説を入れるということではよろしいでしょうか。
杉田委員	はい、それで結構です。
楠本副会長	では、そのようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。 次の高齢者の人権の方にいきます。
楠本副会長	まず、現状と課題の「本市においては」のところ、パーセントの29.7%の数値を…
金子委員	3行目に「令和3年度の高齢化率は28.9%、」と書いてあって、3段落目に「本市においては、高齢化率が全国平均を上回る29.7%」と、3行目の数値は年度が合っているのでしょうか。
楠本副会長	全国平均と「本市においては」の部分と統計は同じものなのかということですか。
金子委員	私も個人的に、令和4年度分を調べて高齢化率は29.9%だったので、ちょっと違うなと思うので。
楠本副会長	それについては事務局の方で再確認をお願いします。
金子委員	コメントで事務局が確認してもらっているようなので。
楠本副会長	そうしましたら、29.7%ということで。

	もう一つが、最後の段落の「高齢者一人ひとりの尊厳が尊重され」という部分ですが、変更前の「が尊厳」を「尊厳が尊重され」に修正したいと思います。 そして基本方針の部分ですが、「高齢者の社会参加の促進」を「高齢者の社会参加の環境づくり」に修正するというご提案でした。 この修正案通りでよろしいでしょうか。では、修正案通りということで修正させていただきます。
楠本副会長	次、「6. 外国人の人権」に移ります。 まず、「近年の国際化に伴って」の部分ですが、青木委員のご提案で「主入国管理及び難民認定法の改正に伴い」に修正することになります。 それから、「日本国憲法では、我が国に在留する外国人について等しく基本的人権の享受を保障している」となっているところを、「権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き」として、凡例が用いている表現をそのまま用いる。その方が正確じゃないか、単に等しく基本的人権が保障されるということであれば、あらゆる人権について既存国籍者と外国籍者が同じ人権を共有しているというふうに誤解されかねないので、正確な表現にした方がいいというご提案がありました。 それともう一つ、「本市においては」の部分が青木委員のご提案になります。修正前は「平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、共生にむけた相互理解の増進等が図られています。」となっていた部分を、「本市においては、通訳員を配置しての外国人住民の生活相談の実施、日本語指導体制の整備、母子保健事業における通訳・翻訳の実施、防災情報の多言語発信等、さまざまな共生に向けた取り組みを行っています。」に、具体的な記述を入れるというご提案です。
青木委員	「等しく」という部分ですが、日本国憲法では、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人について、基本的人権を保障しています。 そもそもそれを除いたところが憲法上、等しく保障されていなければいけないのですが、事実として保障されてないことがたくさんあります。 そして、「増進等が図られています。」のところですが、「図られている」と実感することが書かれていないのじゃないかと思いますので、実際に市が行っていることを具体的に書かいた方がいいのではと思います。 また今気づいたのですが、市だけの取り組みなので、行政じゃない取り組みについても抜けているなと思いました。
楠本副会長	本市において、外国人住民の方に対してどんな取り組みをしているかというのを代表例を列举していただいたリストになるので、修正前のような「価値観の尊重」というような抽象的な表現から、具体的に津市がこんな取り組みをしてきたという施策の内容に置き換えたかどうかというご提案だと思います。 以上の点を含めまして、前半部分の修正についてご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、後半部分に移りたいと思います。
事務局(藤田)	すみません、現状と課題でこのように直すということでご了承いただきましたが、青木委員のご提案も踏まえて、「等しく」の部分ですが、1ページ目の経緯の部分に取り入れてはどうかというご意見を踏まえて、こちらの方で3行追加した部分になりますが、同じような文言になりますので、外国人の人権に取り入れるのであれば、1ページの部分も除くかたちで整理させていただきますがどうでしょうか。

楠本副会長	同じ修正を2箇所に入れるということですが、1ページは人権に関する総論の部分で、人権に関わる総論として外国人には一定の制限があるというのが明確になっている。そして各論にも明記するわけですが、これは外国人の人権に関わる考慮すべき第一点なので、両方に書くのは問題のないように思います。
事務局(藤田)	わかりました。
楠本副会長	よろしいですか。では後半部分に移ります。
楠本副会長	「ヘイトスピーチ解消法が施行され、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していくことが定められました。」の後に、元の原案では「しかし...」のある段落の末尾の部分にある、「～このような状況に関わらず」という文章、これを前の方に持ってきて順序を変えた方が良くと私が提案させていただきました。そのほうが、内容というよりは文章のつながりが分かりやすいと思ひまして、 「このような状況にも関わらず、平成29年度に実施した市民意識調査によると「在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別がある」という意見に対して、「そう思う」と回答した人は51.9%であり、ほぼ半数が差別を意識している結果となっています。」というのを、「ヘイトスピーチ解消法が施行されたのにも関わらず、...」というふうにした方が収まりがいいと思ひます。 そして、原案の部分「しかし、依然として...」の部分で、「しかし」では話がつながらないので、「他方」に変更して、「他方、依然として、言語、宗教、文化、習慣等の違い...」というふうにつないだらどうかと思ひました。 そして、その文章の中で「制度の未整備」という文言を追加すべきだというのが青木委員のご提案です。 この点を含めまして、現状と課題の後半部分についてご意見ありましたら、よろしいでしょうか。 そうしましたら、基本方針の(2)の「情報提供や相談、支援体制の充実」の部分について、金子委員から「情報提供や相談及び生活支援体制の充実」という文言に修正した方が具体的じゃないかというご提案でした。この修正意見についてご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
楠本副会長	次に、「7. さまざま人権課題」というところに行きます。 鈴木委員から、さまざま人権課題についても一つひとつ基本の方針を書いていった方がよいのではないかというご提案をいただいております。現状の事務局提案として【現状と課題】を課題ごとに全部書いて、最後にまとめて基本方針を24・25ページにわたって記載しましたが、鈴木委員からさまざまな人権課題一つひとつについて基本の方針を書くべきだというご提案をいただいております。 この点について、委員の皆さまからご意見伺いたいと思ひます。よろしいでしょうか。それでは、項目ごとに基本方針を定めていく事で進めます。それについて、事務局の方で原案を作成してくるということですので、それを各委員に共有して、次回の審議会までに意見をまとめていただきます。
事務局(藤田)	今、原案を用意させていただいておりますので、それを今お配りさせていただき、帰ってから読んでいただく形になりますがよろしいでしょうか。
金子委員	これについても意見があったら、何か連絡をするのですか。
楠本副会長	そういうことになります。

事務局(藤田)	締切日についても設定させていただき、先ほどの分も含めて、それまでにご意見がありましたらご提出いただく形でまたお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
楠本副会長	4 ページ目に決めたおしがありますが、それは次回審議会をお願いします。それでは事務局の方から。
事務局(藤田)	ご審議ありがとうございました。先ほどの宿題の部分を含めて委員さんをお願いする部分はありますが、次回審議会は12月27日に実施します。また、宿題の部分についても、是非ご検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
伊藤委員	メールで送っていただくとのことですが、アドレスはBCCで送っていただきたいです。 もう一点は、次回審議会の開始時間は午前10時～12時だと思いますが、時間が足りないと思うので、9時半くらいから開始いただければと思います。 また、次回審議会では評価をすると思うのですが、できるだけ早い時期に幹事会の方で作られた評価書を送っていただければと思います。
事務局(藤田)	わかりました。次回の日程ですが、12時を超えての実施は会場の都合でできないため、できましたら9時半くらいからの開始なら可能ですので、委員さんのご了解がいただけるのであれば、9時半開始に変更するというところでよろしいでしょうか。
楠本副会長	ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。
事務局(藤田)	正式に通知をまだ出していませんので、文書等で時間を明記してお送りしますのでよろしくお願いいたします。 あと、旅費と報酬請求書をお配りさせていただきましたので、押印してご提出ください。 また、来年2月4日に人権講演会というものがあまして、今からチラシをお配りしますので、またお越しいただければと思います。事務局からは以上です。
楠本副会長	これで本日の審議は全て終了いたしました。最後に岡本会長から一言お願いします。
岡本会長	皆様、お忙しいなか、お集りいただき、真剣にご議論いただきまして誠にありがとうございました。
楠本副会長	それでは、事務局へ進行をお返しします。
事務局(西澤)	委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。最後になりますが市民部次長の平井よりご挨拶申し上げます。
市民部次長	次長の平井でございます。本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。頂戴しました貴重なご意見を次回の審議会には約束してお示しさせていただきますと思います。

事務局(西澤)	また、南条部長から申し上げましたように４月から組織が新体制になりました。改めて一人ひとりの人権が尊重され認め合える市を目指して取り組んでまいりますので、今後とも委員の皆さま方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。 以上で、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。
---------	---